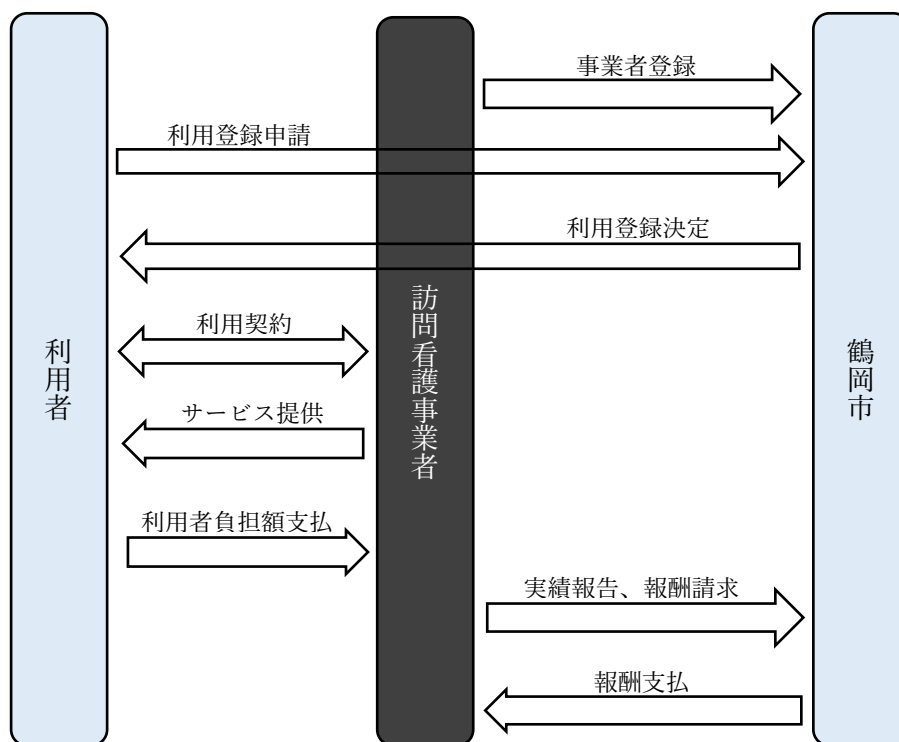


【事業者向け】

鶴岡市医療的ケア児（者）看護師派遣事業

医療的ケア児（者）の地域での自立生活の基盤形成と介護者の負担軽減を図るため、自宅での医療保険の適用を超える利用や自宅外での訪問看護サービスを提供することを目的に「鶴岡市医療的ケア児（者）看護師派遣事業」を実施します。

(1) 事業の流れ



(2) 対象者

以下の全ての要件に当てはまる者とします。

- (ア) 市内に住所を有し、かつ居住の実態があること
- (イ) 18歳未満の児童、又は18歳以上で令和3年9月から18歳に達するまでの間に医療的ケア児であった者
- (ウ) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要とし、現に訪問看護による医療的ケアを受けていること
- (エ) 家族等による在宅介護を受けて生活していること

(3) サービス内容

市に事業所登録した訪問看護事業所の看護師等が、対象者の自宅（家族の不在時含む）や外出先において、医療保険適用外となる訪問看護による医療的ケアや療養上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を家族に代わって提供します。

(ア) 利用時間 1時間単位（30分未満切捨て、30分以上切上げ）

(イ) 年間利用上限時間 96時間

(4) サービス利用に係る給付費（下記の金額のうち1割は利用者負担）

区分	金額
基本額（1時間当たり）	7,500円
夜間・早朝加算（18時～22時、6時～8時まで／1回当たり）	2,100円
深夜加算（22時～翌朝6時まで／1回当たり）	4,200円
交通費（1回当たり）	220円

①対象経費は、訪問看護事業者が医療的ケア児を訪問して行う看護（※健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用とする。

②サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し、訪問看護を開始した時間からとする。但し、利用場所に移動するまでの間で特に看護を必要とする場合はこの限りではない。

③交通費については、保険適用となる利用から引き続き利用する場合は算定しない。

(5) 事業者登録について

本事業への登録を希望する訪問看護事業者は、以下の事業者登録に必要な書類を市に提出してください。

(ア) 鶴岡市医療的ケア児（者）看護師派遣事業事業者登録申請書

(イ) 指定訪問看護事業者として指定を受けていることが分かる書類

(ウ) 職員配置一覧（職員の氏名と保有資格の分かるもの）

(エ) 看護師免許証の写し

(オ) 事業所の運営規定

※事業者登録は、初回登録後、更新の手続きはありません。なお、登録内容に変更があれば、随時、変更届を提出してください。